

福島県知事 内 堀 雅 雄 様

環境回復・エネルギー 対策に関する要請

平成27年7月1日

福島県議会環境回復・エネルギー対策
特別委員長 阿 部 廣

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う原子力災害は、本県に甚大な被害をもたらし、4年3カ月を過ぎた今日に至ってもなお、原子力災害が収束しておらず、県民生活に依然として深刻な影響を与え続けている。

現在においても、原子力災害の影響などにより、約11万人の県民が県内外への避難を強いられている状況にあり、一日も早い本県の復旧・復興、再生が求められていることから、避難されている方々を含め県民が住み慣れた地で安心して生活ができるよう、環境回復や原子力災害の早期収束に取り組むとともに、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会の実現のための取組を充実・強化することが必要である。

このような状況の中、本委員会は、東日本大震災及びこれに伴う原子力災害からの美しい県土の再生と、安心して生活ができる環境づくりのための施策の強化に向けて、環境回復・エネルギー対策について調査するために、平成25年12月17日に設置され、以降14回委員会を開催し、関係当局の説明を聴取するとともに、県内外における取組や先進事例の調査を積極的に行ってきた。

これらの調査から、「環境回復・廃炉安全監視対策」については、「除染・環境回復の推進」、「廃棄物等の処理」、「環境回復のための拠点の整備等」及び「廃炉に向けた安全監視対策」の視点から、また、「再生可能エネルギーの推進」については、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「将来の再生可能エネルギーの研究・開発」及び「再生可能エネルギー関連産業の集積・育成」の視点から調査報告書を取りまとめたところである。

「環境回復・エネルギー対策」については、長期かつ継続的に取り組むべき課題であるとともに、広範かつ多様な対応が求められる課題であることから、今後とも、県当局においてはその重要性を十分踏まえ、次の提言について、必要な措置を講じられるよう強く要請するものである。

1 環境回復・廃炉安全監視対策について

東日本大震災及びこれに伴う原子力災害は、本県に依然として深刻な影響を与え続けていることから、県民が一日も早く住み慣れた福島で安心して生活ができるよう、除染等による環境回復を迅速に進めるとともに、福島第一原子力発電所の事故を早期に収束させていく必要がある。

(1) 除染・環境回復の推進

ア 県民が住み慣れた福島で安心して生活できるよう、日常生活に密着した道路等の主要な公共施設の除染については、速やかな促進を図る必要がある。

イ 県は、市町村除染において、効果的な手法や機材の仕様の把握等を行い、より実効性のある除染技術の普及に努める必要がある。

ウ 今後市町村が実施するため池の放射性物質対策については、技術的支援のみならず、国と連携しながら人的支援を行う必要がある。

エ 除染及び除染廃棄物減量化の技術開発については、産学官の連携を推進し、優れた技術を積極的に取り入れるとともに、除染の研究に取り組む研究機関等に対し、県内での実証実験がしやすい環境の提供について検討する必要がある。

(2) 廃棄物等の処理

除染廃棄物の仮置場及び住宅敷地等から中間貯蔵施設への搬出の終了時期までを含めたロードマップについて、国に対し早急に明らかにするよう強く求める必要がある。

(3) 環境回復のための拠点の整備等

ア 環境創造センターの整備に当たっては、環境回復の拠点となるものであるから、着実に整備を進めるとともに、同センターが実施する事業の検討に当たっては、県民の意見を十分に反映する必要がある。

イ 避難指示区域等における営農再開や地域農業の再生に向けた取組を加速するため、浜地域農業再生研究センターの整備を着実に進めるとともに、同センターが

調査研究を実施するに当たっては、農業総合センター等の各研究機関との連携のもと、効率的かつ効果的に進める必要がある。

(4) 廃炉に向けた安全監視対策

ア 福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、東京電力株式会社に情報公開の徹底を厳しく求めながら、国及び東京電力株式会社に対して、廃炉に向けた取組の安全かつ着実な実施とともに、福島第二原子力発電所の全基廃炉についても、引き続き強く求めていく必要がある。

イ 県民の安全安心を図る立場から、原子力規制委員会に対し、県の意見が反映されるよう強く求めていく必要がある。

ウ 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における作業員が、雇用条件等を含め、安全に安心して働ける労働環境改善等に取り組むよう、引き続き、国や東京電力株式会社に求めていく必要がある。

エ 県として、専門家委員の委嘱、専門職の採用等により、廃炉安全監視協議会、原子力安全関係部局の専門性をより一層高め、廃炉に向けた監視体制を強化する必要がある。

2 再生可能エネルギーの推進について

「再生可能エネルギー先駆けの地」を目指す本県では、“原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会”を実現するため、再生可能エネルギーの普及拡大や研究拠点・関連産業の集積・育成を図ることなどにより、原子力に替わるエネルギーのあらゆる可能性を模索するための調査・検討を重ねていくことが必要である。

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大

ア 「再生可能エネルギー先駆けの地」実現のため、送配電線網の増強、電力の広域的運用の強化など、必要な措置が具体的に進むよう、国及び電力会社に引き続き強く求めていく必要がある。

イ 県内への太陽光発電設備等再生可能エネルギー関連設備の設置に関し、地元住民との合意のもとに事業を進める仕組みをつくることはもちろん、県外事業者の

参入により、県内事業者の取組が阻害される懸念があることから、引き続き、県内事業者の技術力の向上や事業拡大を支援するとともに、農林地等の乱開発を防止するため、法令に則り、開発の適正な審査・指導を行う必要がある。

ウ 県は、当面営農が困難な農地に太陽光発電設備を設置して有効活用を図りたいという農業者の希望等の実現に向けた農地転用の円滑化を図るため、農地転用等の計画を盛り込んだ市町村の復興整備計画の策定を支援する必要がある。

(2) 将来の再生可能エネルギーの研究・開発

再生可能エネルギーのベースロード電源となり得る可能性を見出すため、国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所と連携し、最先端の水素エネルギーに関する取組を推進する必要がある。

(3) 再生可能エネルギー関連産業の集積・育成

再生可能エネルギー関連産業の基盤の強化及び集積等に向け、国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所との連携を一層強化し、県内企業の技術高度化を図るとともに、本県の未来を担う人材育成等に取り組む必要がある。